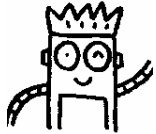


しゅけん 「主権が国民にある」って、どういう意味なの



国民が、国の政治のあり方を決め、それを実行する力をもっていることだよ。

主権の意味

主権とは、国の政治のあり方を決め、それを実行することができる力のことです。主権をもっている人を主権者といい、国民が主権をもっていることを、「国民主権」または「主権在民」といいます。

だいにっぽんていこくけんぽう てんのうしゅけん 大日本帝国憲法は「天皇主権」だった

1889年に発布された大日本帝国憲法（明治憲法ともいう）は、天皇が国における最高の地位をもち、国を治めることができる、と定めていました。つまり、天皇だけが主権をもつ「天皇主権」だったのです。大日本帝国憲法は、この定めをもとに、天皇に強大な力をあたえていました。例えば、外国と戦争を始めたり、和ぼくしたりする、外国と条約を結ぶ、さいばん けい 裁判で刑ばつが決まった人に、特別に刑ばつを軽くしたり、刑ばつをあたえなくする（おんしや 恩赦）、重大な事が起こり、いそいで対策を決めないといけなたいさくいときには、帝国議会（国会）の賛成がなくても、法律・予算に代わる「きんきゆうめいれい 緊急命令」を出すことができる、ないかく 内閣・帝国議会にかかわらせずに、軍を指揮する、などの力がありました。

日本国憲法で「国民主権」を取り入れた

1946年に公布された日本国憲法は、「大日本帝国憲法の改正」という形をとりましたが、実際には、「天皇主権」という大日本帝国憲法の基本的な原則を、全面的に改めて、「国民主権」の原則を取り入れました。しかし、国民は選挙で選んだ国会議員を通じて政治にかかわる、という「代議制」が取り入れられたため、国民が直接に政治にかかわれる範囲は、たいへん狭はんいくなっていました。